

福知山市農業振興地域整備計画変更説明書

第1 農業振興地域整備計画の変更理由・概要

1 変更理由

福知山市農業振興地域整備計画は、福知山市における土地利用について農業上の利用と他の利用との調整を図り、農業地域の保全、形成並びに農業振興施策の計画的な推進を目的とし、計画の期間は10年間、概ね5年ごとの計画の見直しを実施している。

現在の計画は令和3年1月に見直しを行ったものであり、5年が経過し、山間地や堤外地において荒廃が進行していることなど農地が縮小していることから、計画見直しが必要な状況となっている。

2 個別事項についての変更にあたっての考え方

(1) 農用地利用計画

農業従事者数の減少、荒廃農地増大を見込み、地域計画の目標地図に定める農用地を重点的に確保すべき農用地として定める

(2) 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

地域資源である農地・水路・農道等の保全、担い手への集約化を重視

(3) 農用地等の保全に関する事項

地域計画の活用、日本型直接支払制度との連携、防災機能強化を重視

(4) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

営農基盤強化のための目標、担い手の育成対策について整理

(5) 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

一定の整備が終わったものとして、時点整理を行うとともに、農業生産基盤の維持を重視

(6) 農業を担うべき者の育成・確保に関する事項

地域計画の実現に向け、多様な人材も含む担い手の確保と定着を重視

(7) 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

農産物の高付加価値化等、収益性の高い産業としての育成を重視

(8) 生活環境施設の整備に関する事項

一定の整備が終わったものとして、時点整理

第2 農業委員会関係団体の意向及び調整の結果

- (1) 福知山市農業委員会
「異議なし」との回答を得ている
- (2) 京都農業協同組合
「異議なし」との回答を得ている
- (3) 京都丹の国農業協同組合
「異議なし」との回答を得ている
- (4) 福知山地方森林組合
「異議なし」との回答を得ている
- (5) 福知山市豊富用水土地改良区
「異議なし」との回答を得ている
- (6) 福知山市堀井口堰土地改良区
「異議なし」との回答を得ている
- (7) 南ヶ端井堰土地改良区
「異議なし」との回答を得ている